

# 金井町・藤の台団地住所整理事業

## 新しい町区域・町名に関する意見募集結果について

### 1. 意見募集期間

2018年8月1日（水）～8月31日（金）

### 2. 意見の募集方法

- 町田市ホームページに掲載
- 住所整理実施予定区域に資料を全戸配布
- 住所整理実施予定区域及びその周辺の自治会・町内会に資料配布
- 土地利用調整課窓口、鶴川市民センター、鶴川駅前連絡所、玉川学園文化センター、各市立図書館での資料配布及び閲覧

### 3. 寄せられたご意見

11名の方からご意見をいただきました。寄せられたご意見の要旨と、それに対する市の考え方は次のとおりです。

○「金井ヶ丘」に関する意見

No.	ご意見の要旨	市の考え方
1	当該地は丘ではなく、どちらかという盆地である。新町名はイメージとかけ離れている。	現在の金井町の区域は、概ね鶴川街道から住宅地に向けて標高が高くなる丘陵地状の地形をなしています。
2	A・B地区は玉川学園〇丁目が適切である。	市民懇談会で重ねられた議論を尊重し、藤の台団地を除く金井町を一体的に町名変更するのが適当と考えます。また、町田市は、基準で町名の丁目の限度を八丁目としています。玉川学園は既に八丁目まで存在するため、採用できません。
3	B地区の老人ホームだけなぜ玉川学園六丁目に編入するのか。	金井町南側の玉川学園と接する部分は、町界が宅地内を通過する箇所があり複雑です。しかし、原則通り付近の道路などで町界を改めると、既に住居表示が行われている玉川学園の地域の多くの方に影響があることから、市民懇談会において、これらの箇所については、宅地の現住所に基づき、敷地全体を同じ町に整理することにまとめました。こうすることで、玉川学園の地域の方は、住所が変更されず、特段の手続きが必要ありません。ご指摘の老人ホームについては、現住所が玉川学園六丁目なので、その敷地全体を玉川学園六丁目に編入するものです。こうした箇所はほかにも存在します。
4	金井を使わない全く別の町名としてほしい。	住居表示は従来町名に準拠しつつ、誰にでも分かりやすい町名に変更することとされています。
5	金井町〇丁目を否定する根拠について。町田市及び多摩地域で前例がないことは、多くの住民が希望する案を否定するに足る合理的な根拠にならない。	町田市として、「金井町〇丁目」と「金井〇丁目」が併存する場合に心配されることについて説明させていただき、事実として町田市及び多摩地域ではこのような併存の実例が無いことをお伝えしました。

No.	ご意見の要旨	市の考え方
6	<p>「金井〇丁目と金井町〇丁目では間違いやすい」というのは会員の思い込みではないか。配送事業者は郵便番号で仕分けするのだから誤配はない。</p>	<p>「金井町〇丁目」を希望されるご意見がある一方で、「間違えやすいので『金井町〇丁目』は避けてほしい」というご意見もいただいております。また、市民懇談会での検討報告にも、地域の方から同様の意見があった旨の報告をいただいております。二つの町名が併存すると間違いやすいと感じる方は一定数いると推察します。住所の変更は、住民の方や配送事業者のみならず、今後新たに住民になる方や市外からお越しになる方などにとっても分かりやすいものであるべきと考えます。</p>
7	<p>「井」は一般的に谷戸を示し、丘陵地の中で一段低くなった谷あいの土地であることを表すので、金井ヶ丘では低地なのか高台なのか意味不明である。</p>	<p>現在の金井町の区域は、概ね鶴川街道から住宅地に向けて標高が高くなる丘陵地状の地形をなしています。参考ですが、山形県鶴岡市井岡、京都府綾部市上杉町井ノ丘など、井と丘（岡）を含む地名は存在します。</p>
8	<p>金井の由来には諸説あるが、渡来人の住んでいた土地との説もある。「金の姓を名乗る渡来人が多く住んでいた丘の地域」との解釈も成り立ち、史実に基づかない誤解を与える住所は使わない方がよい。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも定かではありませんが、「金井ヶ丘」は現在の町名である金井の名を残し、公募結果を踏まえて、市民懇談会で検討された結果、まとまったものです。</p>
9	<p>住民の多数が希望する「金井町〇丁目」の町名とすべき。</p>	<p>「金井町〇丁目」を希望されるご意見がある一方で、「間違えやすいので『金井町〇丁目』は避けてほしい」というご意見もいただいております。また、町名案の公募の際は「金井ヶ丘（金井ヶ丘及び金井が丘を含む）」が最も得票しました。これらを踏まえ、市民懇談会で検討された結果、「金井ヶ丘〇丁目」とするのが最も適切とまとまったものです。</p>
10	<p>「金井」にこだわる必要があるのか疑問。「東」があるので「西玉川学園」があってもおかしくないし、分かりやすい。</p>	<p>町名を決めるに当たり、2018年3月13日から4月13日まで町名案を公募しました。185件の応募をいただき、金井町については77案を頂戴しました。5月17日の市民懇談会において、この中から得票数の多い12案で検討することとなり、検討の結果「金井ヶ丘」とするのが最も適切とまとまったものです。</p>

No.	ご意見の要旨	市の考え方
11	昔から馴染みのある住所を変更しないほしい。	町田市では、市街化が進展し、道路などの公共施設が整備される一方、分合筆により住所の並びが複雑になっている区域において、住所整理を順次実施しています。金井町の区域は、住所整理を実施すべき区域です。
12	市外の人へのアピールや、不動産業者のために、〇〇が丘とか〇〇学園とか耳触りのいい地名にしたいのか。	町名を決めるに当たり、2018年3月13日から4月13日まで町名案を公募しました。185件の応募をいただき、金井町については77案を頂戴しました。5月17日の市民懇談会において、この中から得票数の多い12案で検討することとなり、検討の結果「金井ヶ丘」とするのが最も適切とまとめたものです。
13	地名には過去の災害等の情報や郷土的価値が含まれており、地元の人には財産だ。	古く金井村は、現在の金井二丁目、金井四丁目、金井五丁目に位置しており、現在の金井町の区域について災害等に関係する地勢を表す意義は薄いです。郷土史の観点では、金井の名を残し配慮されていると考えます。
14	インターネットで検索するのも容易なので、住所を分かりやすく変更する意味合いが薄れているのではないか。	住所整理を実施することで、地図を見ただけで住所の概ねの位置が分かりやすくなります。また、災害などによりインターネットなどの情報インフラが十分に使えない状況でも、緊急車両等の到達性が高まり、安全・安心のまちづくりに資すると考えます。
15	「金井ヶ丘」の「が」には「ヶ（大文字）」と「ヶ（小文字）」があり、どちらが正式名称なのかわかりづらい。	町田市内では、小さな「ヶ」（小山ヶ丘、能ヶ谷、高ヶ坂）及び「が」（成瀬が丘）が使われており、大きな「ヶ」は使われていません。
16	「ヶ丘」とするほど丘陵地ではない。	現在の金井町の区域は、概ね鶴川街道から住宅地に向けて標高が高くなる丘陵地状の地形をなしています。
17	「金井ヶ丘」の字について、きついイメージがするので、「金井が丘」の方が柔らかく好ましと思う。	町田市内では、小さな「ヶ」（小山ヶ丘、能ヶ谷、高ヶ坂）及び「が」（成瀬が丘）が使われており、いずれの表記とするかは、第6回の市民懇談会において検討するのが適切と考えます。

No.	ご意見の要旨	市の考え方
18	A 地区から順に一丁目となっているが、金井一丁目、金井二丁目と並行する部分があり、紛らわしい。D～Aの順に、一丁目～四丁目とした方がわかりやすいのではないか。	町田市は、基準で市役所に近い方から順に一丁目とすることを原則としています。近年住所整理を実施した地区では、金森で同様に金森一丁目～四丁目と金森東一丁目～四丁目と並行していますが、大きな混乱は生じていません。
19	各町内会・自治会で金井町が第一候補であるにも関わらず、第二候補の金井ヶ丘とすることに納得がいかない。	「金井町〇丁目」を希望されるご意見がある一方で、「間違えやすいので『金井町〇丁目』は避けてほしい」というご意見もいただいております。また、町名案の公募の際は「金井ヶ丘（金井ヶ丘及び金井が丘を含む）」が最も得票しました。これらを踏まえ、市民懇談会で検討された結果、「金井ヶ丘〇丁目」とするのが最も適切とまとまったものです。
20	金井町をベースにした金井本町や金井八幡町とすべきだ。	町名を決めるに当たり、2018年3月13日から4月13日まで町名案を公募しました。185件の応募をいただき、金井町については77案を頂戴しました。5月17日の市民懇談会において、この中から得票数の多い12案で検討することとなり、検討の結果「金井ヶ丘」とするのが最も適切とまとまったものです。
21	「金井ヶ丘」は昭和の新興住宅地のような印象を感じる。	町名を決めるに当たり、2018年3月13日から4月13日まで町名案を公募しました。185件の応募をいただき、金井町については77案を頂戴しました。5月17日の市民懇談会において、この中から得票数の多い12案で検討することとなり、検討の結果「金井ヶ丘」とするのが最も適切とまとまったものです。
22	東日本大震災や豪雨災害で取り上げられる危険な地名の見分け方の中に、「〇〇ヶ丘」が挙げられており、長期的に土地などの資産価値に影響が出ないか心配だ。	町名が不動産の評価に直接に変動をもたらすことはありません。
23	「金井ヶ丘」に代えて「金井台」としてはどうか。	町名案の公募の結果に金井台が含まれておりますが、得票数が少なかったことから、素案の12案には入りませんでした。

No.	ご意見の要旨	市の考え方
24	A・B地区とC・D・E地区で別の町としてはどうか。今までの方向性ありきではなく、様々な方向を模索すべきだ。	今回、金井町の住所整理実施に当たっては、市民懇談会での自由な議論の確保に努めて参りました。第5回まで様々な検討を重ねて今日に至っており、その経緯は尊重すべきものと考えます。
25	住所整理に際しては、町区域を「原則的に河川、水路あるいは街区道路で分ける。」となっている。いくつかの箇所では住居敷地内が境になっており、線引きがあいまいだ。町田市の当初提案のとおり、明確な道路等で町区域を定めるべきだ。	金井町南側の玉川学園と接する部分は、町界が宅地内を通過する箇所があり複雑です。しかし、原則通り付近の道路などで町界を改めると、既に住居表示が行われている玉川学園の地域の多くの方に影響があることから、市民懇談会において、これらの箇所については、宅地の現住所に基づき、敷地全体を同じ町に整理することにまとめました。こうすることで、玉川学園の地域の方は、住所が変更されず、特段の手続が必要ありません。

○「藤の台」に関する意見

No.	ご意見の要旨	市の考え方
1	変更理由の根拠が薄弱であり、表記が簡単であるというのは本町田の町名変更の理由にならない。	町田市では、市街化が進展し、道路などの公共施設が整備される一方、分合筆により住所の並びが複雑になっている区域において、住所整理を順次実施しています。藤の台団地は本町田と金井町に跨っていますが町田市では、本町田についても、近年中に住所整理が必要な区域と認識しています。金井町の住所整理に合わせ、団地の一体性を考慮し藤の台団地全体を先行して実施するものです。
2	地名は地形などの自然的状況や、災害の歴史を踏まえ先人がつけたもので、本町田の名は今後も受け継いでいく必要があるものだ。	「本町田」は現在の日向台交差点付近に存在した町田村が元となっています。16世紀に原野を切り拓き原町田村が分村した際に、本町田村と改称し、その後、多少の変遷がありながら、現在に至っています。現在の藤の台団地の区域は、1970年に団地が建設されるまで、農地や山林でした。以上から本町田の名は、当地の災害等に関係する地勢を表す意義は薄いと考えます。
3	「〇〇台」や「〇〇が丘」というような不動産業者が喜びそうな名前に変更することは、地域の適切な土地利用を阻害し、不適切な宅地造成等につながりかねず、市民の生命、財産に関わる危険すら感じる。	町名を決めるに当たり、2018年3月13日から4月13日まで町名案を公募しました。185件の応募をいただき、藤の台団地については26案を頂戴しました。5月17日の市民懇談会において、この中から得票数の多い6案で検討することとなり、検討の結果「藤の台」とするのが最も適切とまとめたものです。適切な土地利用の誘導や宅地の造成等に関する許可は、町名とは別の行政課題と認識しています。
4	不適切な町名により自分の居住地が丘陵だと誤認し、避難等が遅れたら住民がなくなることもあるのではないかと。	災害時の避難勧告、誘導等は、町名とは別の行政課題と認識しています。
5	丘は価値が高く、低地は価値が低いようなイメージがあるが、そうは思わない。低地は取水に有利で、産業や運輸等で昔から栄えた地域が多い。高台は浸水しないが、土砂崩れの危険がある。そうした誤解を解きハザードマップなども活用しながら、適切な都市計画を指定することが、都市づくりとして望まれていることだ。	ご意見の趣旨が必ずしも定かではありませんが、広義のまちづくりの観点で、金井町と本町田に跨る藤の台団地の一体性を考慮し、新たな町区域がまとまりました。狭義のまちづくりである都市計画と、町名の変更は別の行政課題と認識しています。

No.	ご意見の要旨	市の考え方
6	藤の台団地の新町区域案には、団地本来の街区が一切使用されていない。	新町区域案では、現在の藤の台団地の1街区～3街区を基本に、町区域を設定しています。
7	住所が変わると契約などの書類の住所も更新する必要があると思う。UR都市機構との確認事項などは一切ないのか。	住所整理による住所の変更は契約上の地位に変動を及ぼすものではありません。また、UR都市機構からも、特段の手続きは必要ないと聞いております。
8	住所を記載するときマンション名を省いて「五丁目5番地5号505号室」のように記載すると、個人情報保護しやすい。藤の台団地では本町田・金井町の地番の後に「藤の台団地」を入れなくても、郵便物が届くので、一見団地には見えず、住まいが特定されずに済む。このことについてどのように認識するか。	ご意見の趣旨が必ずしも定かではありませんが、郵便物が到達するのは、お住いが特定できるからだと考えます。なお、具体案に沿って住居表示を実施すると、お問い合わせの住所は「藤の台五丁目5番5-505号」のようになると想定されます。
9	住居表示を実施すると、例えば「本町田3486番地 藤の台団地 1街区 55号棟 505号室」という住所はどのような表記になるのか。	具体案に沿って住居表示を実施すると、お問い合わせの住所は「藤の台一丁目1番55-505号」のようになると想定されます。
10	どれだけの団地の住人がこの提案に賛成しているのか提示してほしい。	市民懇談会には藤の台団地自治会及び藤の台団地管理組合の代表の方にも会員として参画いただき、検討をして参りました。また、市民懇談会の経過について、毎回各戸に資料配布し、周知を図って参りました。町田市にこれまでにいただいたご意見から、多くの方には賛成いただいているものと認識しています。

○その他の意見

No.	ご意見の要旨	市の考え方
1	法人のため、住所変更に伴い事務用品に印字された住所などを改める必要がある。これらに要する費用の補助はあるのか。	中小企業向けに、住所整理事業の実施に伴う物品の更新等にかかる事業資金について、通常より低金利で融資が受けられる制度などがあります。 住所整理実施前に手続きのしおりや説明会でご案内いたします。